

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
1	東京商工会議所	<p>本年実施した会員企業を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査に基づき、以下意見を申し述べる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 第3期以降の基準排出量・削減義務率については、慎重な検討を要望する2. 再生可能エネルギー（低炭素電力選択）の推進にあたっては、質と量の確保を3. 持続可能な制度設計とするため、事業者のコスト（業務的・金銭的）低減を4. 東京都全体のCO2排出量削減と、制度の都民理解・認知度向上の働きかけを

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
2	一般社団法人 東京都産業廃棄物協会	<p>「第3期も中小企業等が2分の1以上所有する大規模事業所は削減義務の対象外とする」ことに賛成です。</p> <p>なぜならば、中小企業は、大企業に比べると資本基盤や人材面でより課題を抱えている現状があるからです。各社とも自主的削減には努めておりますが、一律の義務は厳しいためと考えております。</p> <p>また、産業廃棄物業界の現状を申しますと、中国の廃プラスチックや古紙の輸入規制の影響で、資源循環のための新たな設備投資、選別や洗浄装置などが、今後、必要になると、消費エネルギーが増えるなど、将来の変動が大きいことをご承知いただきたいと思ます。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
3	一般社団法人 東京ビルディング協会	<p>当協会は、「低炭素社会実行計画」に基づき省エネ・省CO2対策を推進している。2020年度以降のC&T制度について」に関し、これまで行ってきたビル業界の努力を正しく評価し、また、オフィスビルの設備投資の実情を踏まえたものとして、具体的実現方策を検証した上で目標の必要性・合理性を開示し、業界として実行可能であり、納得できるものとしていただきたい。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 削減義務率については、実績、導入技術の可能性、削減ポテンシャルを考慮して事業者との協議をつうじて設定すること、 2. 排出基準年度の変更をおこなわないこと、 3. バンキング制度での複数計画期間への繰越を可能とすること、 4. 計画的な対応を可能ならしめるボローイング制度を導入すること、 5. トップレベル制度についてビル事業者の努力を正しく評価できるよう見直すこと、 6. 削減余地が極めて少ないと認定されたビルの削減義務率をゼロとする制度を設けること、 7. ビル事業者の取組を加速させるためのインセンティブ(税制、財政その他の支援策)を導入すること。

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
4	東京冷蔵倉庫協会	<p>1. 第2期では電事法第27条に関連する削減義務率の緩和が行われたが、冷蔵倉庫は国民生活や社会経済の安定に必須の需要設備として認められた。食の安全を確保する為に低温保管を行い、事業所のエネルギーの多くを消費している特長と、実施可能な対策に一定の制約が有る事が考慮され2%の緩和を受けたものである。第2期に限るとされたが業界の使命は変わらない中、電力使用量の削減対策は年々難しくなっている。第3期に於いても、第2期同様の緩和を検討願いたい。</p> <p>2. 削減義務率の区分について、現状の冷蔵倉庫の区分は「I-1」でオフィスビルや商業施設と同業とされているが、分類の根拠が明解でなく妥当性に欠ける。冷蔵倉庫は、食品の品質保持を目的に「エネルギー(電力)」を使っており、オフィスビル等の冷暖房の空調用途とは根本的に異なる業種。冷凍機を運転して「冷気」を「製造」、これをもって貨物の低温保管を行う事業(=工場)であり、オフィスビルの「空調」とはまったく異なる。現行区分であれば「区分II」が妥当と考える。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
5	特定非営利活動法人 日本データセンター協会	<p>① 本制度は、大企業・大規模事業所のみならず、中小企業が所有する大規模事業所や中小規模事業所も含めて、幅広く義務化されることで、総量削減への意識をより広めていくことができるため、総量削減の対象となる事業所の定義の見直しを提案します。</p> <p>② 業種別に、削減義務達成に向けたモデルケースを策定し、削減義務達成への具体的なロードマップを示していただきたい。</p> <p>③ 一定水準以上の環境性能を持つ事業所は、対象事業所自身の取り組みだけでは、削減義務を達成することは困難で、再生可能エネルギー・低炭素電力の選択が必要となるが、本制度では事業所内における削減強化に重きがおかれ、再生可能エネルギーの価値が低いものとなっている。 エネルギー源に対する付加価値の撤廃を要望します。</p> <p>④ 都内において新規事業所が建設され、比例して都全体の総量が増加、そのために既存事業所が更なるCO2削減への取り組みを求められている現状について、また、新規事業所に対する総量排出のあるべき制度について、東京都の見解を明らかにしてほしい。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
6	日本百貨店協会	<ol style="list-style-type: none">1. 新たな基準排出量の設定 今回の基準年の変更は、事業所にかなりの負担を強いるものと考えている。 現行基準の維持をお願いしたい。2. 削減義務率 これまでの削減実績を踏まえ、物理的に不可能な目標ではなく、現実的な 目標値の設定や、事業の公共性等を鑑み削減率の優遇など配慮をお願いしたい。3. 地域熱供給に関する優遇制度、バンキング制度に関しては、再度、見直しをお願いしたい。

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
7	一般社団法人 不動産協会	<p>①基準年度変更：早期に努力した事業者ほど第三期以降厳しい削減義務が課される反面、努力不足やリバウンドした事業者ほど基準ラインが緩くなる等、不公平を生じるため反対。</p> <p>②削減率：平均的な実績を上回る努力をした事業者の追加削減余地は限定的であり、新たな削減率は実現困難な水準。</p> <p>③バンキング制度：早期努力の奨励上有効なため制度を継続させる他、早期に努力した事業者ほどバンキング分の消化が困難となる点を考慮し、複数期に跨る繰越を可能とすべき。</p> <p>④トップレベル事業所：先進的・積極的削減努力の奨励上有効なため制度を継続させる他、取組母数の拡大が全体削減量の拡大に貢献することや事務量削減の観点から、第二期中に強化された認定基準の緩和のほか、都建築物環境配慮指針との連動や設計・運営面の個別評価等、認定基準及び手続を緩和すべき。また期中新規認定に係る適用期間は取得から5年とすべき。</p> <p>⑤削減限界到達物件：削減義務率の下限を定め到達物件は適用除外とする制度を新設すべき。</p> <p>⑥その他：原単位による基準排出量算出時の実績と原単位の選択及び新築物件に係る初期削減率の緩和は、第三期以降も考え方を踏襲・継続すべき。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
8	株式会社 アット東京	<p>1. 原単位の考え方について ・第1回の打合せにおいて『資料5』で排出原単位(kg-CO₂/m²)の推移を使用して話をしていたが、I-02情報通信においてはコンピュータ室における消費電力の高密度化が進んでおり、排出量削減指標としての原単位については、延べ床面積をベースにして評価する事は、正しい評価とは言えないのではないかと？</p> <p>2. 高効率の事業所利用者へのインセンティブ(優遇処置)について 省エネ水準の高い事業所(データセンター)を使用する企業(お客様)にインセンティブ(優遇処置)が出る仕組みを作ってほしい。</p> <p>3. 「省エネの余地」と「総量」について 各業界・業種ごとに実質的に削減可能な範囲(省エネの余地)が異なる事から。削減義務の範囲を各業種・業界ごとに定める様な制度としていただきたい。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
9	京王電鉄 株式会社	<p>当社におきましては、東京都環境確保条例施行後、設備更新工事を行う際に積極的に省エネ機器の導入を行ってまいりました。また、運営面においても、照明の間引きや空調機の温度設定管理の徹底など、精力的に取り組んでまいりました。その結果、第一計画期間において目標値を大幅に超える削減量を達成することができました。</p> <p>しかしながら、今回、第三・四計画期間の基準排出量が2011年度以降で最大値とされたことで、省エネに積極的に取り組んできた結果が第三・四計画期間における目標達成を困難な状況に追い込むことになる試算結果が出ております。</p> <p>一方、取り組みの成果として第一計画期間で多量のクレジットを創出することができました。このクレジットは第二計画期間までの有効期限となっておりますが、積極的に取り組んできた事業所に対しての公平性を保つために創出したクレジットに有効期限を設けないことを提言いたします。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
10	東京都市サービス 株式会社	<p>・熱供給事業について 都内の熱供給事業者は「地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度」による効率基準と、「キャップ&トレード制度」との両立が求められているが、熱需要は、気象条件やお客さまの使用形態の変化等に大きく影響を受けるため、例えば猛暑等による大幅な需要増があった場合には、供給側である熱事業者が有効なCO2排出量削減策を実施することは困難である。</p> <p>・基準排出量について 2011年度以降の最大排出量を新たな基準値とした場合、それ以前に設備投資等による省エネ対策に取り組み、CO2排出量を削減した事業所に対して不公平が生じることになる。</p> <p>・緩和措置の要望 熱利用に伴うCO2排出量削減に大きく貢献している低炭素熱事業者への排出削減義務の緩和措置を要望する。 * 低炭素熱事業者のCO2排出量が熱需要増に伴い増加したとしても、熱利用に伴うお客さまの排出削減量の範囲内であれば、総排出量は増加しない。</p>

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第3回会合 意見表明

表明 順序	対象事業所・団体名	意見要旨
11	日本電信電話 株式会社	<p>1. 基準排出量見直しについて 弊社グループは東京都の低炭素化推進姿勢に賛同し、制度以前からの積極的・継続的省エネ活動により削減目標を達成してきた。しかし、基準排出量を新たに実績値から設定する場合、これまでの継続的活動の成果が失われ、また事業所間で目標値のばらつきが生じ公平性も失われる懸念がある。継続的活動を評価し、公平に低炭素化を推進するために、第一、二計画期間で利用した基準排出量の継続利用をお願いしたい。</p> <p>2. 新たな義務緩和策について 情報通信は社会を支える重要なインフラとなり、法的責務に基づくサービスを行っている。またエネルギーマネジメントなど情報通信の活用は、他産業や家庭におけるCO2削減にも貢献している。通信事業者としては電力使用効率改善も積極的に推進しており、重要度、貢献を考慮し、区分の追加またはより低い削減義務率の設定等をお願いしたい。</p> <p>3. 省エネ技術の導入推進について 弊社グループは省エネ技術に対応した設備の導入を進めている。しかし、今後の厳しい目標達成には更なる省エネ対応設備の導入が必要であり、投資補助等の支援をお願いしたい。</p>